

○職務に専念する義務の免除の取扱いについて

(平成20年6月17日岡人委第52号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岡山県人事委員会規則第10号）第2条第6号の規定により、次の場合、職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

記

職員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習又は文部科学大臣が予備講習として指定した講習を受ける場合